

意見書案第39号

令和3年12月16日提出

令和3年12月16日可決

提出者 市議会議員 角 田 修 一
同 三 森 和 也
同 阿 部 忠 幸

義務教育における特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書

全国的に義務教育における小中学校の特別支援学級在籍の児童生徒数の増加傾向が顕著となっている。

文部科学省「令和2年度発達障害支援の地域連携に係る全国合同会議」（令和3年2月）において、小中学校合わせて令和2年度、30万2,473人であり、平成22年度比で約2.1倍と報告されている。

また、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務教育法という」）に規定する特別支援学級の学級編制標準の数は公立小中学校とも1学級8人となっている。

特別支援学級は情緒障害、自閉症、知的障害等在籍する児童生徒は、障害程度や特性が個別多様であるも、同じ学級に小学校では1年生から6年生、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、障害程度等個々に応じた教育環境が必要であるにもかかわらず、教育現場からは十分な対応に苦慮しているとの声が上がっている。

義務教育法に定める特別支援学級の現行の学級編制標準と十分な学びの環境を保障しようとする教育現場の現状に乖離があることから学級編制標準の早期改善が必要である。

よって、国においては、特別支援学級のさらなる少人数化に向けて、学級編制標準を速やかに改善するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

文部科学大臣

前橋市議会議員 横 山 勝 彦